

## 京都府防災会議会長の専決処分（市町村防災計画修正）について

### ○市町村地域防災計画の修正について

次のとおり市町村防災計画の修正について意見照会があり、意見なしの旨回答した。

市町村名	主な修正の要点
福知山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策等及び京都府地域防災計画を踏まえた改正 (府の「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針」を踏まえた改正 等)</li> <li>・市の防災施策を踏まえた改正 (「新型コロナウイルス感染症」と限定する文言を削除し、あらゆる感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの反映) 等</li> </ul>
綾部市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例に基づく修正 (キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合 等)</li> <li>・綾部雨水ポンプ場整備完了に伴う修正</li> <li>・京都府地域防災計画の改定に伴う修正 (府の「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針」を踏まえた改正 等)</li> </ul>
宇治市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えた情報や施設等の追記 (天ヶ瀬ダムの再開発事業完了に伴う施設概要の変更)</li> <li>・車による緊急避難場所の追記</li> <li>・新たに締結した防災協定の追記 等</li> </ul>
亀岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法等の改正を踏まえた修正 (避難情報の変更 等)</li> <li>・新たに締結した防災協定の追記 等</li> </ul>
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度市防災会議意見の反映</li> <li>・災害対策基本法等の改正を踏まえた修正 (個別避難計画の作成等について追記 等)</li> <li>・新たに締結した防災協定の追記 等</li> </ul>
向日市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所の追加</li> <li>・新たに締結した防災協定の追記</li> <li>・官公署等所在地一覧の追加 等</li> </ul>
長岡京市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今冬の大雪を踏まえた雪害警戒本部体制の構築</li> <li>・新庁舎建設に伴う災害対策本部室等設置場所の変更</li> <li>・新たに締結した防災協定の追記</li> <li>・国の施策等を踏まえた改正 (住民の適切な避難行動の促進に向けた対応、市による避難情報の適切な発令に向けた対応 等) 等</li> </ul>

八幡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都府地域防災計画の改定に伴う修正 (府の「災害時における安否不明者等の氏名等公表方針」を踏まえた改正 等)</li> <li>・ 気象予警報等の発表基準の修正、追記 等</li> </ul>
京田辺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の施策等を踏まえた修正 (住民の適切な避難行動の促進に向けた対応、市による避難情報の適切な発令に向けた対応 等)</li> <li>・ 京都府地域防災計画の見直しに伴う修正 (指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様なニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することを追記等) 等</li> </ul>
京丹後市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の施策を踏まえた修正等 (住民の適切な避難行動の促進に向けた対応、市による避難情報の適切な発令に向けた対応 等)</li> <li>・ 京都府地域防災計画の見直しに伴う修正 (指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様なニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することを追記等)</li> <li>・ 新たに締結した防災協定の追記 等</li> </ul>

【参考】 関係法令抜粋

○災害対策基本法 42 条第 3 項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

○京都府防災会議規程第 6 条

会議が成立しないとき、又は会議を召集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。